

債権問題

問 債権の二元的管理体制と条例の制定は

答 管理体制は研究、将来的に条例も必要



篠崎久美子議員

【債権管理について】

本村の債権分類は。

問

村長

地方税のほか、下水道使用料、下水道受益者負担金、保育料などの公課、非強制執行債権のうち公債権は分担金や使用料等、私債権は水道料金や給食費です。

問

村長

庁内の債権管理体制、知識や情報の共有方法は、村税や上下水道料金は徴収係を置いています。その他は各事務担当者が兼務で徴収しています。徴税吏員を除き債権管理の研修はしていませんので、研修内容を

を検討します。

問

村長

県地方税滞納整理機構への移管状況は。

平成23年度は移管件数20件、3億4248万円、徴収額4803万円。24年度は20件、9418万円、徴収額3441万円。25年度は17件、1億1719万円、徴収額5911万円。機構では分納誓約が多いため、25年12月末で全て移管をやめ、引き上げた案件は村で差押え、換価、公売などを実施しています。

問

村長

債権の一元的管理のお考えは。

問

村長

非常に有効な手段だと思っています。小規模自治体に適した効率的な事務体制を研究していきたいと考えます。

問

村長

債権管理条例制定のお考えは。

将来的には条例制定も必要と考えます。前段階として、諸収入金や下水道使用料等の滞納処分を職員に委任するなどの条例改正を今議会に上程しています。

【新ごみ処理施設について】

問

村長

進捗状況は。

問

村長

現在は基本設計の段階で、必要な環境影響調査などを行っています。これにより施設稼働時間、煙突の高さ、施設配置、建物構造などが明らかにってきます。

問

村長

村内建設予定のリサイクルセンター計画は。

問

村長

新ごみ処理施設稼働後に、白馬山麓清掃センターを取り壊した跡地に建設予定で、平成30年度から使用開始見込みです。

新施設稼働へ向けての対応は。

稼働後の収集運搬が大きな課題で、集積場の不足する地区には、新設や増設



白馬町ごみ集積場

をお願いしています。4月発足のゴミ処理対策委員会が具体的な収集運搬体制を協議します。

問

村長

臭い等の問題が懸念され、現在は考えていません。

問

村長

建設及び維持管理費用の負担計画は。

住民課長

事業全体費用42億6千万円への負担は今年度から始まっており、事業償還終了は平成39年度です。建設費用負担は、当村は22・5%で約7億3千万円、維持管理費用負担割合は可燃ごみ量割100%で、年間約2億2千万円から3億円と予想されます。